

鳥取市地域福祉基金事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施する地域福祉基金事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取市地域福祉基金又はあらかじめ市長の承認を得た財源を原資として市社協が行う別表に掲げる地域福祉活動事業として同表の第1欄に掲げる事業とする。

2 市社協が自主財源及び本補助金を併用して別表に掲げる地域福祉活動事業として別表の第1欄に掲げる事業を実施する場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないものとする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表の第3欄及び第4欄に定めるものとする。ただし、補助対象経費が予算の範囲を超える場合は、別表の第4欄の補助率にかかわらず、予算の範囲内の額を上限とする。

2 前条第2項により市社協が自主財源及び本補助金を併用して別表に掲げる地域福祉活動事業として別表の第1欄に掲げる事業を実施する場合には、前項の補助対象経費は、市社協の自主財源に係る別表に掲げる地域福祉活動事業として別表の第1欄に掲げる事業に要する経費の部分を除いた経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、関係書類の内容を審査したうえで、予算の範囲内で市長が補助対象事業に必要と認めた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 市社協は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（様式第1号）に規則第4条第1号及び第2号で定める必要書類を添付して、毎年4月10日までに市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の申請を受けたときは、当該申請に係る審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、交付の決定をするものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、市社協からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。なお、規則第11条第1項ただし書により、本補助金の全部又は一部を概算払により交付できるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第9条 補助金の実績報告は、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月15日までに、補助事業等実績報告書(様式第2号)に規則第12条で定める必要書類を添付して、市長へ提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行日以後に交付申請のあったものから適用し、同日前に社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱(平成13年4月1日制定)により、交付申請され、交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

1 補助対象事業	2 事業内容	3 補助対象経費	4 補助率	
地域 福祉 活動 事業	<p>(1) ふれあい型食事サービス事業</p>	<p>市内に居住するひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者等を対象に地区社会福祉協議会が地域住民等のボランティアの協力により公民館や集会所などの公共施設等で食事を作り、安否確認を兼ねて対象者へ提供する。</p>	<p>1 食事助成200円/1食、調理助成200円/ボランティア参加者1人当たり・1回、配達助成200円/ボランティア参加者1人当たり・1回、その他事務費以外の経費で、市長が事業遂行に特に必要と認められた経費(あらかじめ市長の承認を得た経費に限る。)</p> <p>2 事務費(あらかじめ市長の承認を得た経費に限る。)</p>	<p>10/10 (ただし、上限額は予算の範囲以内とする)</p>
	<p>(2) となり組福祉員設置事業</p>	<p>地区社会福祉協議会が自治会の小グループ単位(町内班など)を基準にとなり組福祉員を選出し、自治会や民生委員・児童委員と連携しながら地域の福祉に関する問題などをいち早くつかみ、地域での解決に結びつけたり、公的サービスにつなぐ活動を行う。</p>	<p>となり組福祉員活動助成500円/1人当たり・年)</p>	
	<p>(3) 地域・福祉活動コーディネーター設置事業</p>	<p>地域で福祉活動を行う団体や地域住民の連携を図り、地域の実情に即した地域福祉活動を行うため、地区社会福祉協議会単位に地域・福祉活動コーディネーターを設置する。</p>	<p>1 初年度は1地区につき200,000円/年、それ以降の年度は1地区150,000円/年、その他市長が事業遂行に特に必要と認</p>	

		<p>めた経費(あらかじめ市長の承認を得た経費に限る。)</p> <p>2 事務費(あらかじめ市長の承認を得た経費に限る。)</p>
(4) 愛の訪問協力員 設置事業	ひとり暮らしの高齢者を地域住民から選出された愛の訪問協力員(以下「協力員」という。)が日常的な安否確認や友愛訪問などを行う。	助成金(協力員の活動費)1人つき500円/年

様式第1号（第4条関係）

発鳥市社協第 号
年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住所 鳥取市富安二丁目104-2
氏名 社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会 会長

補助金等交付申請書

年度において、下記のとおり地域福祉基金事業補助金の交付を受けたいので、鳥取市補助金等交付規則第4条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
地域福祉基金事業補助金
- 2 補助金交付申請額

円

- 3 添付書類
(1) 事業計画書
(2) 収支予算書

様式第2号（第7条関係）

発鳥市社協第 号
年 月 日

鳥取市長 様

補助事業者等 住所 鳥取市富安二丁目104-2
氏名 社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会 会長

補助事業等実績報告書

年 月 日付け鳥取市指令受 第 号をもって交付決定のありました地域福祉基金事業補助金の実績について、鳥取市補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の施行場所 鳥取市
- 2 補助事業等の実施期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 補助事業等の実施方法 直営
- 4 補助金等の交付決定額とその精算額

交付決定額	金	円
精算額	金	円
差引	金	円
- 5 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他